

地域就職氷河期世代支援加速化交付金(令和元年度補正予算額 30億円)

事業概要

- 就職氷河期世代支援においては、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等が連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を支援するとともに、優良事例を横展開。

事業メニュー(交付金対象例)

○地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果

検証

- ・地域のシンクタンク等への委託 等

○就職氷河期世代に特化した相談支援の実施

- ・就労のみならず生活・健康・社会参加等について相談を受け、関係機関につなぐための相談窓口の開設 等

○多様な働き方や社会参加の場の創出

- ・ひきこもりの者に対する居場所の整備・提供
- ・就職氷河期世代への支援を強化する認定就労訓練事業所への支援
- ・長く働けなかった中高年の子どもと元気な高齢の親が、一緒に働く機会の提供(いわゆる「親子ペア就業」) 等

○地域の創意工夫を活かした就職説明会の開催 等

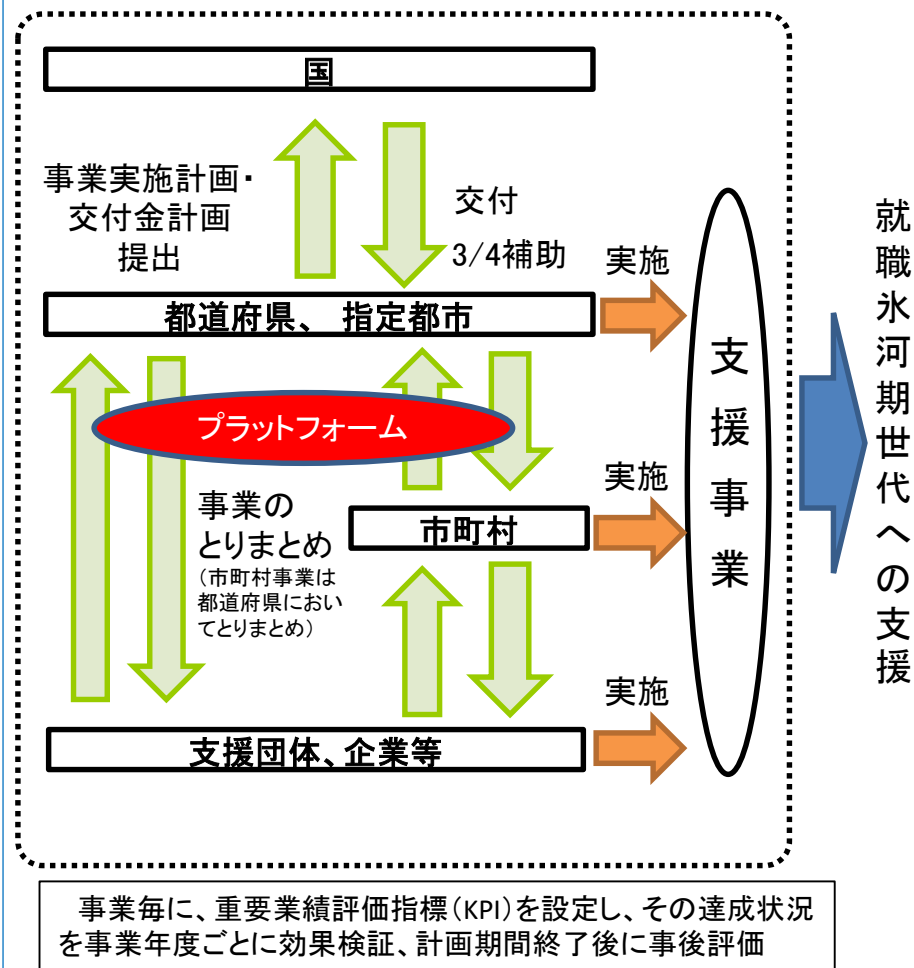
○社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減

- ・広域移動時の交通費の支給
- ・就労を前提とした奨学金の返還支援 等

○他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等

- ・補助対象人数を超えた相談員の配置
- ・補助対象回数を超えた支援人材養成研修の開催
- ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充

事業スキーム



雇用対策の総合的推進に必要な経費

(内閣府政策統括官(経済財政運営担当)付参事官(産業・雇用担当)、参事官(企画担当))

令和2年度予算額 **0.1億円**【うち優先課題推進枠0.03億円】(令和元年度当初予算額 0.07億円)

事業概要・目的・必要性

- 「骨太方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)等に基づき、高度人材受入れの推進のための取組、地域の雇用の状況の把握、その他必要となる総合的な雇用対策の立案等を実施するとともに、就職氷河期世代支援のため、関係省庁と連携して施策を推進します。
- 「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2015」(平成27年6月30日閣議決定)等に基づき、「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」(若者・女性活躍推進フォーラム)に盛り込まれた若者の活躍推進策を着実に推進できるよう立案等を実施します。特に、安倍内閣総理大臣が平成25年4月に経済界に対して要請を行い実現した、平成27年度卒業・修了予定者からの就職・採用活動開始時期の後ろ倒しについて、その実施状況を把握するとともに、就職・採用活動の円滑な実施に向け、関係省庁と連携し、必要な政策の立案等を行います。

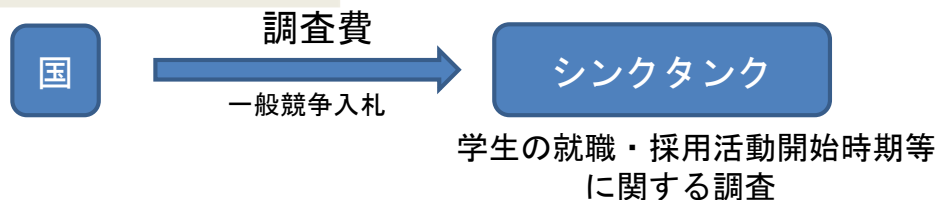
事業イメージ・具体例

- 高度人材の受入れを推進するためのヒアリングや、地域雇用の状況を把握するためのヒアリングなどを行います。
- 就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協働スキームとして、就職氷河期世代支援に関する官民協働プラットフォームを形成等を行います。
- 雇用対策の立案等に資する調査を実施します。特に就職・採用活動開始時期に関する学生の意識・行動等の把握を通じ、就職・採用活動の円滑な実施に資することを目的として、調査を実施します。

期待される効果

- 高度人材の受入れを推進することで、日本経済の更なる活性化、競争力の向上に資することが期待されます。
- 就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運を醸成することなどにより、就職氷河期世代の方々の活躍の場を更に広げられることが期待されます。
- 就職活動を含む雇用問題の現状を把握し、必要となる雇用対策の立案等を実施することにより、雇用問題の改善に資することが期待されます。

資金の流れ



子ども・若者総合相談センター強化推進事業（内閣府政策統括官（共生社会政策担当））

【拡充】

2年度予算額 0.3億円
（元年度予算額 0.3億円）

事業概要・目的

○ 目的

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第13条では、地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点（子ども・若者総合相談センター。以下「センター」という。）としての機能を担う体制を確保するよう努力義務が課されています。

これを踏まえ、各地方公共団体における、体制の確保を促進するとともに、既存のセンターとしての機能を向上させることを目的とします。

○ 事業概要

①センターとしての機能を担うために必要なノウハウを普及する取組及び②同ノウハウを高度化させる取組の支援

事業イメージ・具体例

① センター機能普及事業

・センター機能を普及するため、地方公共団体における下記事業の実施を支援します。

（1）センター機能普及研修

相談機関の職員を対象に、センター機能を担うために必要なノウハウの共有のための研修を実施します。

（2）個別支援等に係る専門職員派遣

新たにセンター機能を担うこととなる相談機関に監督・助言者として、専門職員を派遣します。

② センター機能高度化事業

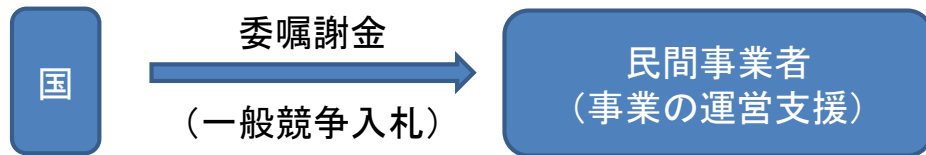
・センター機能を高度化するため、地方公共団体における下記事業の実施を支援します。

（1）センターとして有用なノウハウ等を協議・発展させるための会合

（2）センターにおけるSNSを活用した相談、助言等の取組の試行とその結果の他のセンターとの共有（3か年計画の2年度、2か所において実施）。

（3）ポスト青年期を過ぎようとしている者への対応に関する講習（新規）

資金の流れ



期待される効果

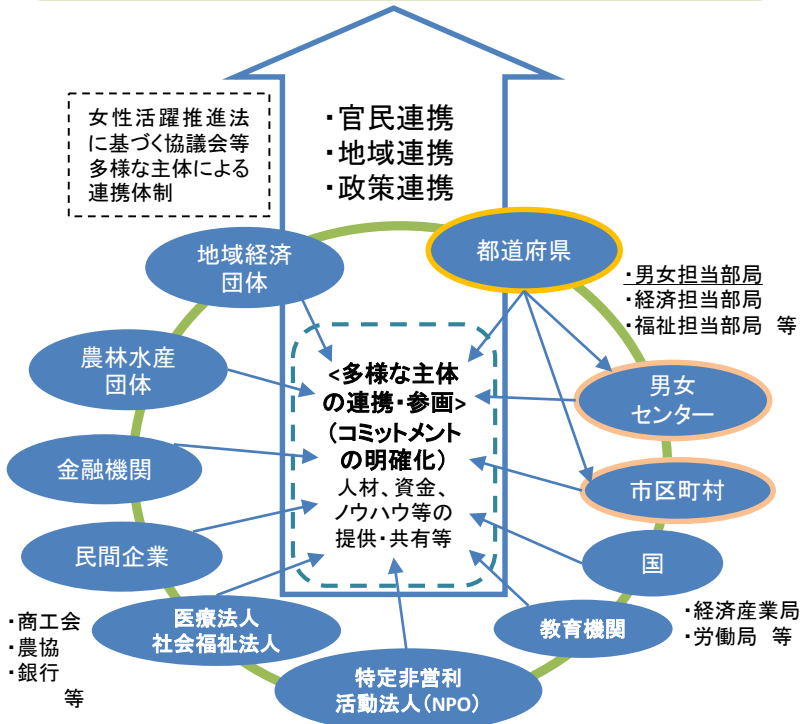
各自治体においてセンターとしての機能を担う体制を確保することにより、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行うことが可能となる。

地域女性活躍推進交付金

(元年度補正予算額 1.5 億円、2 年度予算額 1.5 億円)

<地域における女性活躍の推進・課題解決>

- 「地域性」を踏まえた・定量的成果目標設定・「見える化」
(M字カーブの解消、中小企業における女性の継続就業、女性の登用拡大、管理職の意識改革、働き方改革、様々な困難・課題を抱える女性に対する支援 等)



【交付対象】
地方公共団体

【補助率】
2分の1
(活躍推進型、寄り添い支援型)

【交付上限】 各区分ごと
都道府県 800万円(注)
政令指定都市 500万円
市区町村 250万円
注) 推進計画未策定市町村への策定支援事業実施等の条件付きで1,000万円とする。

○ 活躍推進型

女性管理職育成の取組など地域の実情に応じた女性活躍につながる取組を支援

- ・女性リーダー・管理職育成セミナー
- ・就職ワンストップ支援、サテライト・オフィス、起業支援
- ・就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修 等
- ・トップの意識改革、一般事業者行動計画策定の後押し 等

○ 寄り添い支援型 ※拡充部分

様々な課題・困難を抱える女性に寄り添い、就労又は就労の前段階となる社会とのつながりの回復・自立につなげる取組を支援

- ・多様な課題・困難に向き合う、寄り添った相談支援
- ・適切な福祉施策・自立支援施策・就業支援施策への連携
- ・連携後の適切なフォローアップや継続的相談
- ・女性に特化した自立支援・意識向上プログラムの実施 等

地方公共団体
(関係団体と
連携)

申請

交付

内閣府

情報提供

他の地域の
・ 地方公共団体
・ 地域経済団体

等

地域女性活躍推進交付金の区分

活躍推進型(従来と同様)

【想定する対象者】

- 就業能力はあるが、就業していない女性
 - ・子育てが一段落した女性、子育て中の女性
- 就業しており、更なる経済的自立や活躍に向けた後押しが必要な女性
 - ・不本意非正規雇用就業者
 - ・女性役員・管理職の候補となり得る人材

【取組内容(例)】

- 女性への支援
 - ・女性リーダー・管理職育成セミナー
 - ・就職ワンストップ支援、サテライト・オフィス、起業支援
 - ・就労や正規雇用化に向けたセミナー・研修等
- 企業側への働きかけ
 - ・トップの意識改革、一般事業者行動計画策定の後押し等

寄り添い支援型

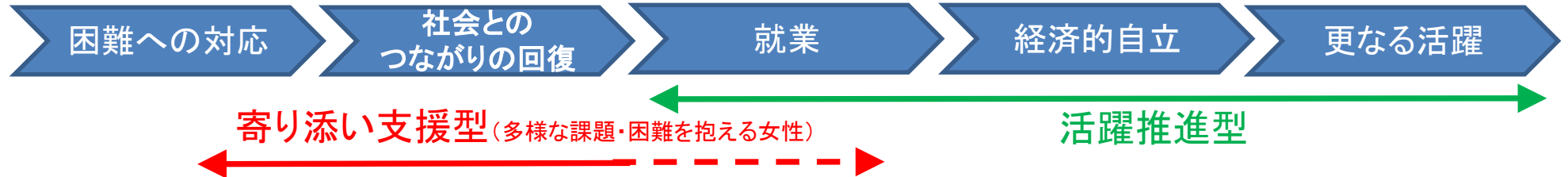
【想定する対象者】

- 多様な課題・困難を抱える女性で、社会参画や就労に向けて、特に、メンタル面での寄り添った支援が必要な者(無職の方)
 - ・女性差別やハラスメント等による悩み、トラウマ等を抱え、社会参加や就業ができていない者

【取組内容(例)】

- 多様な課題・困難に向き合う、寄り添った相談支援
 - ・臨時専門相談員による相談
 - ・相談スタッフ、職員への研修等
- 社会とのつながりの回復・就業に向けた寄り添った支援
 - ・適切な福祉施策・自立支援施策・就業支援施策への連携
 - ・連携後の適切なフォローアップや継続的相談
 - ・女性に特化した自立支援・意識向上のため講座・実習等

(段階ごとに見た区分のイメージ)



地域女性活躍推進交付金（寄り添い支援型）と他省庁事業との区分

①様々な課題・困難を抱える女性を対象としている。

〔女性に限定している理由等〕

- ・女性が抱える様々な課題・困難の背景には、我が国に存在し、根深く残っている男女間の格差、女性に対する差別やハラスメントの問題、固定的性別役割分担意識がある。こうした課題・困難を抱える女性を支援していくに当たっては、ジェンダーの視点を十分に踏まえた専門性を持って、相手に寄り添い、相手の課題・困難を丁寧に傾聴して、心理的負担の軽減や、自ら解決方法を見出せるように支援することや、必要な支援につなげていくことが基本である。
また、こうした女性の多くが、男性に対する恐怖心を抱えていることもあり、女性のみを対象とした安心できる環境でのプログラム実施も必要。
- ・地域の男女共同参画センターや民間女性支援団体には、寄り添った相談や支援についてのノウハウが蓄積されているとともに、女性からの相談窓口としての信頼や認知度があるため、その中心的な役割を果たすことが適当。

②社会とのつながりの回復・就業に向けた相談や、これから派生する女性向け事業を対象としている。

他の自立支援・福祉・就労支援事業につなげることが基本である一方で、メンタル面等における継続的サポートが必要な場合には、継続的な寄り添った相談支援や同行支援を行う。

困難への対応

社会との
つながりの回復

就業

経済的自立

一般的な
悩み相談
や、直面す
る問題解
決(DVへ
の対応等)
は、本事業
の対象外。

自立・就業等に向けた
寄り添った相談

- ・課題の把握
- ・心理的負担軽減

・支援への接続

女性のみを対象としたプログラム
(例:引きこもり女子会、カフェで就労等)

生活困窮者自立支援、
福祉施策、就労支援施策

継続的な寄り添った相談支援や同行支援